

8 監事監査項目

(別紙)

監 事 監 査 項 目					
				監査結果	A・・・適 正 B・・・要改善 C・・・即改善 (該当欄 印)
項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
組織運営					
1 定款	定款準則に準拠していること。 定款の変更が所定の手続きを経て行われていること。				
2 役員					
(1)定数・現員	定数は、事業規模等の実績に即したものであること。 欠員が生じていないこと。 役員名簿が整備されていること				
(2)選任・任期	役員の選任手続きが、定款の定めに従い行われていること。 選任関係書類が整備されていること。 役員の任期が明確になっていること。なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間であること。 任期の切れている役員がいないこと。 評議員会を設ける場合には、理事や監事の選任も評議員会において行うことが適当なこと。				
(3)適格性	欠格事由を有する者、成年被後見人及び被保佐人及び禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者が選任されていることは適当でないこと。 関係行政庁の職員が法人の役員となっていることは適当でないこと。ただし、社会福祉協議会にあっては役員の総数の5分の1までは差し支えないこと。 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。				
(4)報酬等	地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、役員として参加していることは適当でないこと。 役員に報酬等が支給されている場合は、定款の定めに従い必要な事項を理事会の議決により定め支給していること。				

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
3 理事 (1)定数 (2)適格性	<p>定数は、6名以上で確定数であること。</p> <p>各理事と親族等の特殊の関係のある者が制限数を超えて選任されてはならないこと。</p> <p>当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関係する業務を行うものが3分の1を超えてはならないこと。</p> <p>社会福祉事業について、学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が1名以上参加していること。</p> <p>当該法人の経営する社会福祉施設の長等が1名以上参加していること。ただし、評議員会未設置の法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。</p>				
(3)代表者	<p>理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、その旨を定款に明記していること。また、登記されていること。</p> <p>理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。</p>				
4 監事	<p>理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任していないこと。</p> <p>1人は、社会福祉法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者であること。また、残りの1人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。</p> <p>他の役員と親族等の特殊の関係がある者でないこと。</p> <p>当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。</p> <p>理事の業務執行の状況、法人の財産の状況特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について十分な監査が行われていること。</p> <p>監査を行った場合には、監査報告書が作成され、理事会、評議員会及び所轄庁に報告し、法人において保存されていること。</p>				
5 理事会 (1)開催状況	<p>開催手続きが、定款の定めに従って行われていること。</p>				

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
(2)審議状況	<p>予算のための理事会、決算のための理事会のほか、理事会の議決を要する事項がある場合、その他事業運営の実態に則し、必要に応じて理事会が開催されていること。</p> <p>理事会が定款に定める定足数を満たして有効に成立していること。</p> <p>議決が定款の定めに従って、有効に成立していること。</p> <p>理事会に出席できない理事が、その議決権を他の理事に委任していないこと。</p> <p>定款の規定に従い書面表決を認めるときは、その手続きが行われていること。</p> <p>理事会の要議決事項について審議され、議決が行われていること。</p> <p>評議員会が設置されている場合は、原則としてあらかじめ評議員会の意見を聴いていること。</p>				
(3)記録	<p>議事録は、正確に記録され、かつ、当日の資料が添付されて保存されていること。</p> <p>議長及び議事録署名人（理事2名）は、議事録に署名又は記名押印していること。</p>				
6 評議員 評議員会	<p>措置委託の対象とならない施設の設置経営を行う法人は、評議員会が設置されていること。</p> <p>評議員の定数及び現員は、理事の2倍を超えていなければならないこと。</p> <p>各評議員について親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。</p> <p>当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が3分の1を超えてはならないこと。</p> <p>評議員には、地域の代表を加えること。</p> <p>また、利用者の家族の代表を加えることが望ましいこと。</p> <p>評議員の選任、評議員会の開催、議決は定款の定めに従い行われていること。</p> <p>評議員会の要議決事項について審議され、議決が行われていること。</p>				
7 その他	<p>社会福祉施設の長については、関係法令及び通知で定める資格を有する者でなければならないこと。</p>				

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
事業					
1 事業一般	<p>定款に記載されている事業が行われていること。</p> <p>定款に記載されていない事業を行っていないこと。</p>				
2 社会福祉事業					
(1)運営状況	<p>関係法令・通知による設置及び運営の基準に即して、適正に経営されていること。</p> <p>社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されていること。</p> <p>関係機関との連絡が十分になされ、地域社会との協調が図られていること。</p>				
(2)事務手続	<p>事業の開始、変更及び廃止等に係る所要手続が遅滞なく行われていること。</p>				
3 公益事業	<p>当該法人の行う社会福祉事業の付随的意味を持ち、公益性を有するものであること。</p> <p>事業は、社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。</p> <p>会計が、社会福祉事業及び収益事業と明確に区分され、特別会計として経理されていること。</p>				
4 収益事業					
(1)必要性	<p>社会福祉事業又は公益事業経営の財源に充てるために行われているものであること。</p>				
(2)事業内容	<p>収益事業により、社会福祉事業の円滑な遂行に支障をきたしていないこと。</p> <p>事業は、社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。</p> <p>事業の種類は、社会福祉法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの及び投機的なものでないこと。</p> <p>社会福祉事業用設備の使用又は社会福祉事業従事職員の兼務により、本来の業務に支障をきたしていないこと。</p> <p>会計は、社会福祉事業及び公益事業と明確に区分され特別会計として経理されていること。</p>				
(3)収益の処分	<p>収益が社会福祉事業の経営に充てられていること。</p>				

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
(2)会計処理	<p>経理規程を制定していること。</p> <p>会計責任者が置かれていること。</p> <p>なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部牽制組織が確立されていること。</p> <p>現金保管については、保管責任が明確にされていること。</p>				
(3)債権債務の状況	<p>法人の借入金が、事業運営上の必要によりなされたものであること。</p> <p>借入等は理事会（評議員会）の議決を経て行われていること。</p> <p>借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合は、法人と寄附予定者との間で書面による贈与契約が締結されており、その寄附が遅滞なく履行されていること。</p>				
(4)会計帳簿等の整備状況	<p>会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。</p>				
(5)決算及び財産諸表	<p>決算手続きは、定款の定めに従い適正に行われていること。</p> <p>決算と予算との間で、大幅に食い違う科目がある場合は、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていること。</p> <p>財産目録、貸借対照表及び収支計算書が整備され、保存されていること。また、事務所等で閲覧に供していること。</p>				
(6)その他	<p>寄附金の受け入れに当たっては 寄附申込書を徴するとともに、寄附金台帳に記載し、理事長名の領収書を発行していること。</p> <p>社会福祉施設の入所者から預かっている金銭は、預り金管理規程に基づき適正に管理がなされていること。</p>				
4 その他	<p>社会福祉施設設備等の管理が十分に行われ、防災対策等が立てられているとともに、その実施体制が確立されていること。</p> <p>法人印及び代表者印については、公印管理規程に基づき管理者が定められ、その管理が適正になされていること。</p> <p>当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。</p>				